

指定難病特定医療受給者証の変更申請時に必要な添付書類

R2.9.15作成

変更内容	申請書	添付書類
氏名	特定医療受給者証等 記載事項変更届	住民票、健康保険証の写し、運転免許証の写し等のうちいずれか一通 (その他、新しい氏名がわかる公的機関が交付した証明書)
住所	特定医療受給者証等 記載事項変更届	住民票、住所の印字された健康保険証の写し(手書きの健康保険証は不可)、運転免許証の写し等のうちいずれか一通 (その他、新しい住所がわかる公的機関が交付した証明書)
電話番号 送付先	特定医療受給者証等 記載事項変更届	不要(この届出の場合、受給者証は新たに交付しません。)
医療保険	特定医療費支給認定 申請書(変更)  (自己負担上限額の変 更を伴わない場合) 特定医療受給者証等 記載事項変更届	(別紙「保険変更申請時の添付書類」を参照)
支給認定世帯員 ※患者と同じ医療保険に加入 している者	特定医療費支給認定 申請書(変更)	新規申請に準じ、世帯全員分の住民票・健康保険証の写し・(非)課税証明書
自己負担上限額 (市町村民税所得割の変更等 による)	特定医療費支給認定 申請書(変更)	加入している医療保険に応じて必要書類が異なります。  ・被用者保険(課税)・・・(患者が被保険者)患者分の課税証明書と健康保険証の写し (患者が被扶養者)被保険者の課税証明書と被保険者及び患者の健康保険証の写し  ・被用者保険(非課税)・・・(患者が被保険者)患者分の非課税証明書と健康保険証の写し+患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ) (患者が被扶養者)被保険者と患者分の非課税証明書と健康保険証の写し+患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ)  ・国保、後期高齢、国保組合・・・世帯全員分の住民票、患者と同じ医療保険上の世帯全員分の(非)課税証明書と健康保険証の写し
疾病の追加	特定医療費支給認定 申請書(変更)	追加を希望する指定難病の臨床調査個人票(指定医が記載する必要があります。)
高額かつ長期 ※現在の階層区分が一般 I 以上(自己負担上限額が 10,000円以上)の方が対象	特定医療費支給認定 申請書(変更)	支給認定後、申請日以前の12ヶ月以内で、指定難病にかかる医療費総額(10割分)が50,001円以上の月6ヶ月分の医療費を証明する書類 ・自己負担上限額管理票のコピー ・(管理票が提出できない場合)医療費申告書+領収書の写し
人工呼吸器等装着者	特定医療費支給認定 申請書(変更)	認定を受けている指定難病の臨床調査個人票(人工呼吸器使用状況もしくは体外式人工心臓の使用状況欄が記載されているもの。指定医が記載する必要があります。)

※一度の変更申請で複数の変更が生じた場合は、内容に応じて取扱いが異なる場合があります。事前に保健所へお問い合わせください。

※住民票、(非)課税証明書、臨床調査個人票については、保健所で申請する時点で3ヶ月以内に取得または作成されたものが有効です。

※(非)課税証明書については、最新年度分が必要です。ただし、5月～7月にかけては申請する時点によって必要な年度分が異なります。事前に保健所へお問い合わせください。

※その他の変更事項やご不明な点については、保健所へお問い合わせください。

別紙 保険変更申請時の添付書類

変更前	変更後		住民票	課税証明書等	健康保険証の写し	同意書	
被用者保険	被用者保険	被保険者が課税	被保険者の変更あり	省略可	被保険者分	患者が被保険者…患者分 患者が被扶養者…被保険者と患者分	要
			被保険者の変更なし 記号番号のみの変更	省略可	省略可※		
		被保険者が非課税	省略可	患者が被保険者…患者分+患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ) 患者が被扶養者…被保険者と患者分+患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ)			
国保、国保組合、後期高齢	被用者保険	被保険者が課税	省略可	被保険者分の課税証明書 ただし、自己負担上限額の再認定を希望せず、前保険で、被用者保険の被保険者が患者と同一の支給認定世帯であった場合は申立書で省略可能※	患者が被保険者…患者分 患者が被扶養者…被保険者と患者分	要	
		被保険者が非課税	省略可	患者が被保険者…患者分+患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ) 患者が被扶養者…被保険者と患者分+患者又は保護者のその他の収入を確認する書類(該当者のみ)			
被用者保険	国保、国保組合、後期高齢			患者と同じ医療保険上の世帯全員分	患者と同じ医療保険上の世帯全員分	要	
国保、国保組合、後期高齢	国保、後期高齢	医療保険上の世帯員の変更なし	世帯全員分	申立書で省略可※			
		医療保険上の世帯員増		患者と同じ医療保険上の世帯全員分			
		医療保険上の世帯員減(所得区分の再認定希望)		申立書で省略可※			
		医療保険上の世帯員減(所得区分の再認定希望せず)		患者と同じ医療保険上の世帯全員分			
国保、国保組合、後期高齢	国保組合			患者と同じ医療保険上の世帯全員分			
(全ての健康保険)	生活保護		世帯全員分	生活保護受給証明書 (福祉事務所等で作成)	—	—	

※原則として変更申請時は最新年度分の(非)課税証明書の提出が必要となります。  
直前に別件申請(更新の手続き等)で、既に最新年度分の(非)課税証明書を提出している場合のみ省略可能です。